

I S S A 海外論文要約より

社会保障の改革を求めて

Maurice Piraux and Gilbert Liekens

(ベルギー)

本稿には、現行社会保障制度のもつ欠点とそれらを除去することができる手段の評価が示されており、また、それらの欠点を除去するために経済省に所属する企画庁が行なった提言の検討も添えられている。

社会保障が多数の悲惨な状況に対する救済策であることは確かに真実であるが、社会保障が大多数人の人びとの生活水準を維持してきたのに、その仕組みはすべての人びとにある生計に必要な水準を保証できなかったということもほぼ真実であるといえる。事実、賃金取得者達に設けられた制度の中には、相違するところが多いし、また、その制度と自営業者達の制度の間には、より多くの相違がみうけられる。

社会保障の複雑さはその仕組みで次第に人間性を奪われるようになるので、社会保障の基本的な特性、つまり、連帯責任が見失なわれ、しかも、その結果として連帯責任が忘れられる。

1969年に、経済省の企画庁（その後、経済企画庁となった）は、社会的所得にかんする純粹に国内的な性格をもつある研究に着手し、1991年に、その機関はある報告書を提出したが、その報告書は特定の事実という形を用いる考え方で資料を提供するように企画されていた。

この報告は社会保障のうち、年金、家族手当、医療の主要な3部門を取上げて

おり、技術的な細かい事項のすべてに立入ることをしないで、執筆者達は主題の基本的な要素を明らかに書き出している。

年金については、色いろな事柄の中でも、とくに、執筆者達は老齢者の所得保障を制定した1969年4月1日付の法律で提供される年金額が、疑う余地もなく低すぎることを指摘した。とくに、ときどき発生することだが、純粹に管理上の性格に属する理由から、十分な労働生活を果すことのできなかつた年金受給者の場合には、年金は生計に必要な水準よりはるかに低い。

さらに、異なった年金制度の間に存在する不一致のために、不安な点があるかも知れないし、また、少なくとも生計に必要な所得を提供するようある単一の基本的な年金制度を設けるのが得策であるかどうか疑問であろう。この点について、企画庁は460億から753億（訳註 通貨単位は示されていない）の費用を必要とする色いろな制度について、各種の仮定を検討し、金額を示していたが、報告に詳述された中で、この部分は最も重要な部分であった。

家族手当については、企画庁は4種類の提案について費用の見積りを行うのに努力したが、それら4種類の提案は賃金取得者、自営業者、および公務員の子供達に全く同一の手当を支給するある単一の一般的制度を設けようとするものであった。その4提案は報告に詳述されている。それらの提案は第1番目の子供を対象から除いているが、もし子供が遺児、身体障害、もしくは廃疾者の子供の場合には、対象に含めることになっている。財政については、制度の全費用を政府が調達するか、あるいは、費用の全部もしくは一部を市民の全員が調達することになっている。

健康保険は確かに社会保障の一部門であるが、この部門では、収支の均衡が常に困難な問題を生み出している。この件について、企画庁は本質にかかる意見

を述べないで、純粹に情報を示すために、次の2つの方法を提言している。すなわち、それらの方法は費用を国が調達するか（その場合には、費用の全部か、主要なリスクによる費用だけを国が負担し、小さなリスクを任意保険で調達する）、あるいは、市民達が課税所得により異なる拠出で費用を調達するかにより、主要なリスクと小さなリスクの双方について、全市民に択一的な適用を行なうことである。

年金以外の所得移転については、労働者が失業するか、あるいは、通常の業務外による疾病や災害もしくは雇用上の災害や職業病で廃疾になるかに応じて異なる方法で労働者に補償を与えるには、その所得移転が正しいかどうかということは疑問であるかも知れない。正常な所得の一時的もしくは永久的な喪失の原因が何であろうとも、所得は同一であるべきだということを認めるのは、より以上に論理的ではないだろうか？

企画庁はまず第一に新らしい補償制度が失業もしくは業務外の疾病や災害によって生じた所得の喪失に限定されるだろうという理解にもとづいて、毎月の賃金の全額を補償する仕組みの導入を提案している。その理由は雇用上の災害や職業病に対する補償が、異なる法律の原則の適用によるものであり、しかも、異なった方法により支給を認められるからである。

生計に必要な所得への権利について、各種の手段の中でも、すべての人びとに生計に必要な水準で諸手当を保証する手段を用意するように、この報告は提案している。

財政的な技術は比較的に少ないが、それらの技術のうちある1つの技術もしくはそれ以外の他の技術を選ぶか、あるいはそれらを組合せるかの重要性は大きく異なるだけでなく、決して無視できない。企画庁はこの点を証明する幾つかの研

究を実施してきた。それらの研究は、本報告にかんする全般的な討議を展開する初めの部分に示した単独の主題の部分に分析されている。

Une Autre "Sécurité Sociale" ?, Revue Belge De sécurité sociale, No. 5, March 1972, pp. 551 - 568 ; No. 1, '72/3.

1970年の疾病保険 —— チェコ社会主義人民共和国の成果 ——

(チェコスロvakia)

本稿には、1970年に支払われた疾病給付およびその他の諸給付にかんする統計の要約が示されており、この資料は労働組合の年次大会に使用するために用意されたものである。

この年の7月1日に新らしい形の母性給付が採用された。女子被用者に対するその手当は、その手当が疾病保険給付というよりも、事実上では、むしろ、政府の年金であるが、労働組合によって管理・運営されている。この手当は最も幼い子供が2歳未満で、2人以上の子供を養育しており、出産休暇中の母親に支給される。

疾病保険給付の支出は、1966年の590万コルナから1970年には950万コルナに増加したが、その増加は主として2つの要因によるものであった。つまり、それらの要因は疾病の罹患率上昇と疾病の子供を看護する母親に対する支払いであった。喪失所得を補償する疾病給付の支払いは、1966年から1970年までに140万コルナ増加したが、その増加は主として罹患率の上昇によるものであった。疾病的